

# 安平町住生活基本計画（案）に関する意見募集要領

安平町住生活基本計画（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 1. 意見募集の対象

安平町住生活基本計画（案）

## 2. 公表する資料

- ①安平町住生活基本計画（案）
- ②意見募集要領
- ③意見記入票

## 3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
  - ・早来庁舎 施設課 施設グループ（4月からは総合庁舎 建設課施設グループ）
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

## 4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
  - ・早来庁舎 施設課 施設グループ（4月からは総合庁舎 建設課施設グループ）
- ②郵送：安平町役場 早来庁舎 施設課へ郵送してください。  
（4月からは総合庁舎 建設課施設グループ）
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。  
早来庁舎 施設課（0145-22-3006）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。  
施設課：zyuutaku@town.abira.lg.jp

## 5. 意見募集期間

平成 30 年 3 月 27 日（火）～平成 30 年 4 月 16 日（月） 17 時 15 分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分
- ②郵送の場合：4 月 16 日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24 時間受付（土日、祝日含む）  
意見募集期間の締切日は、17 時 15 分まで。

## 6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第 2 条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方

②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

## **7. 意見集約による公表及び意見に対する応答**

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

①安平町役場のうち、下記において公表します。

・早来庁舎 施設課 施設グループ

②安平町ホームページに掲載します。

## **8. その他**

①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

## **9. お問い合わせ先**

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地

安平町役場 施設課 施設グループ（4月からは総合庁舎 建設課施設グループ）

電話：0145-22-2516 FAX：0145-22-3006

E-mail：zyuutaku@town.abira.lg.jp